

令和 7 年度栃木県主任介護支援専門員研修実施要領

1 目 的

栃木県介護支援専門員資質向上事業に基づき、介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る。

2 主 催

社会福祉法人とちぎ健康福祉協会（栃木県介護支援専門員資質向上事業指定研修実施機関）

3 実施方法

Vimeo 及び Zoom を利用してオンラインで実施します。

4 研修課程

研修時間 7 0 時間

5 研修日程

日程：令和 7 年 1 1 月 1 8 日（火）～令和 8 年 2 月 1 8 日（水）

詳細は、別添『令和 7 年度主任介護支援専門員研修日程表』を確認してください。

6 受講対象者（受講要件）

介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する介護支援専門員であって、居宅サービス計画等を提出することにより、研修実施機関においてその内容を確認し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められる者のうち、以下の（１）必須要件をすべて満たし、かつ、（２）個別要件のいずれかに該当する者。

（１）必須要件：以下の①から⑥のすべてを満たすこと

- ① 介護支援専門員の登録が栃木県にある
- ② 介護支援専門員証の有効期限が本研修終了日までに満了しない
- ③ 現在、介護支援専門員の実務に従事している
※常勤・非常勤、専従・非専従は問いません。
- ④ 介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡを修了した、又は実務経験者に対する更新研修を修了した
※現在保有する介護支援専門員証を再研修または更新研修（実務未経験者）の受講にて取得された方は、改めて介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡの修了が必要です。
- ⑤ 研修の全日程かつ全科目に参加できる
- ⑥ 主任介護支援専門員の登録について、次のア～ウのいずれかに該当する
ア 都道府県の主任介護支援専門員資格登録簿への登録がなく、新たに主任介護支援専門員の登録を受けようとしている
イ 過去に主任介護支援専門員の登録をしており、すでにその有効期限が満了している
ウ 現在、主任介護支援専門員の登録をしており、その有効期限が本研修終了日までに満了する

（２）個別要件：以下の①から③のいずれかに該当すること

（※実務に従事した期間は、令和 7 年 8 月 3 1 日まで算定できます）

- ① 専任（常勤かつ専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して 5 年（6 0 ヶ月）以上ある。
※専任（常勤かつ専従）とは、指定申請書における「従事者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」にて勤務形態が「A」であることを指します。なお、専任の介護支援専門員として従事した期間については、

居宅介護支援のほか、地域包括支援センター、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護又は介護保険施設において介護支援専門員として従事した期間を含むものとします。

※管理者との兼務は期間として算定できるものとします。（他の職種（生活相談員・看護師等）との兼務期間は算定できません。）

※地域包括支援センターにおいて、保健師（看護師）・社会福祉士として配置されている場合は、介護支援専門員として従事した実務経験期間に算定できません。

- ② 「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成 14 年 4 月 24 日老発第 0424003 号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャーであって、専任（常勤かつ専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して3年（36ヶ月）以上ある。
- ③ 介護保険法施行規則第140条の6第1号イの（3）に規定する主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている。

7 定員

70名

8 受講に当たって

（1）受講に当たっては以下の①～④すべてが必要です。

①カメラ・マイク付きのパソコン又はタブレットがあること。

※スマートフォンでの受講はできません。

※グループワークを実施するため、受講者1名につき1台のパソコン又はタブレットを用意してください。

②受講するパソコン又はタブレットで確認できるメールアドレスがあること。

③インターネット環境（有線 LAN 又は Wi-Fi 環境）があること。

④提出課題及び事前に配布される研修資料をプリントアウトできること。

（2）本研修は、Vimeo を利用したオンデマンド方式による講義動画の視聴及び Zoom を利用した演習を行います。Zoom は常に最新バージョンにアップデートしておいてください。

（3）インターネット環境によっては多額の通信料が発生する恐れがありますので、自身の通信契約を確認してください。

（4）連絡はEメールで行います。事務局からのメールが受信できるよう「tochi-fuku.com」のドメインを受信許可してください。なお、事務局では、各自が所有するパソコン等の操作方法や設定に関する質問は受けできません。

※別紙「オンライン研修受講上の注意事項について」を必ず読んでください。

◆パソコン等に必要な推奨動作環境

パソコン（OS）	通信環境	ソフトウェア	ハードウェア
Windows10 以降 macOSX と macOS10.9 以降 タブレット	・ 2.0Mbps 以上の通信速度 ・ 通信無制限の Wi-Fi（無線 LAN）環境	・ Microsoft Excel ・ Microsoft Word ・ PDF ファイル閲覧ソフト（Adobe Acrobat DC 等）	・ パソコン用カメラ ・ パソコン用マイク ※Zoom で支障なく動作するもの
iOS8.0 以降 iPadOS13 以降 Android5.0x 以降			

9 事例審査について

利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できているか、居宅サービス計画等、以下の書類により審査します。自身が担当している（していた）事例を提出してください。他の担当者の事例や架空の事例等の提出があった場合は審査の対象外とします。なお、事例の再提出による再審査はいたしません。また、受講後に不正事実が判明した場合は、研修の受講及び修了証明書の交付を取り消します。

審査により、自立支援に資するケアマネジメントが実践できていると認められない場合は受講できません。なお、審査内容等に関する照会には一切応じられません。

（１）受講申込用提出事例（※以下の①～⑤、すべての提出が必要です）

- ①事例様式１ 課題分析のための情報収集シート
- ②事例様式２ ＩＣＦシート
- ③事例様式３ 課題分析シート
- ④事例様式４ 居宅（施設）サービス計画書１～３表 又は 介護予防サービス・支援計画書
- ⑤事例様式５ 事例提出のまとめ

※「④事例様式４」については、勤務先が地域包括支援センターの方は「介護予防サービス・支援計画書」を、勤務先が地域包括支援センター以外の方は「居宅（施設）サービス計画書１～３表」を提出してください。

10 申込手続

（１）提出方法

下記書類を揃えて、申込期間内に郵送又は直接持参してください。

（２）申込期間

令和７年９月４日（木）～９月１８日（木）１７時 必着

※期間外の申込みは一切受け付けません。

（３）提出書類

- ①様式１ 令和７年度主任介護支援専門員研修受講申込書
- ②様式２ 推薦書
- ③様式３ 実務従事期間証明書 または 令和２年度以降の受講可否決定通知書（写し）（注１）
- ④様式４ 主任介護支援専門員研修受講申込用提出事例
- ⑤介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ、又は実務経験者に対する更新研修の修了証明書のコピー
（注１）過去に「６ 受講対象者（受講要件）（２）個別要件 ①専任（常勤かつ専従）の介護支援専門員として従事した期間が通算して５年（６０ヶ月）以上ある」に該当するとして栃木県主任介護支援専門員研修に申込み、令和２年度以降の受講可否決定の通知（写し）を提出できる方に限っては、令和２年度以降の受講可否決定の通知（写し）を「③様式３ 実務従事期間証明書」に代えることができます。

（４）提出先

〒320-8503 宇都宮市駒生町 3337-1 とちぎ健康の森 2 階
とちぎ健康福祉協会 ケアマネ研修担当 宛

11 受講決定

書類審査等により受講決定を行い、10 月中旬に受講可否決定の通知を送付します。

申込みが定員を大幅に超える場合には、事例審査及び受講申込書等の記載事項を基に受講調整を行います。
また、１施設・事業所あたりの受講者数を調整する場合があります。

12 受講料

全科目受講 49,000 円（内税 10% 4,455 円）

受講料の納入方法は、受講決定通知書にて連絡します。なお、研修実施機関にて定めた納入期限以降は、

いかなる理由においても、一切返金いたしません。

13 研修修了者の認定方法

全課程を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出した方に修了証明書を交付します。なお、研修修了後（修了証明書交付後）に不正事実が判明した場合は、研修の修了を無効とし、修了証明書を返還していただきます。

※遅刻、欠席、途中退席した場合は、修了証明書は交付しません。また、指定された課題の提出がない場合、研修態度が不適切であると判断された場合は、研修の修了は認めません。

※翌年度以降に受講を希望する場合には、改めて受講申込みにより書類審査を行います。

14 指定テキストについて

研修では、「新版 介護支援専門員現任研修テキスト 主任介護支援専門員研修（中央法規出版）」を使用します。テキストの購入については、受講決定通知書にて案内しますので、演習開始前までに各自で準備してください。

15 オンライン研修受講上の注意事項について

別紙『オンライン研修受講上の注意事項について』を確認してください。

16 教育訓練給付制度について

本研修は、国の教育訓練給付制度の「特定一般教育訓練給付制度」の指定を受けており、一定の条件を満たした方は、受講者本人が支払った研修受講料の一部がハローワークから支給されます。受給には、受講開始日（令和7年11月18日）の2週間前までにハローワークでの手続きが必要です。詳細は厚生労働省のホームページを確認いただくか、最寄りのハローワークに問い合わせてください。

主任介護支援専門員研修（指定番号：0922002-2420033-0）

厚生労働省ホームページ（教育訓練給付制度）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

17 その他

- （1）申込書等提出書類に関して、虚偽の記載があった場合は、受講及び修了を取り消します。
- （2）身体の障がい等により受講に際して配慮が必要な方は、事前に相談してください。
- （3）研修に係る提出書類等により取得した個人情報については、適正に管理し、研修事務の目的以外に使用しません。なお、研修修了者の情報は、「栃木県介護支援専門員資質向上事業実施要綱」に基づき栃木県へ提出します。
- （4）この研修は、介護支援専門員証の更新に係る研修ではありません。介護支援専門員証の更新については、専門研修又は更新研修の受講後、別途栃木県宛てに手続きが必要です。

18 問合せ先

とちぎ健康福祉協会 生きがい健康部 生きがいづくり課
電話 028-600-3180 （研修当日緊急連絡先 080-5670-7847）

問合せ時間 8:30～17:30（土日祝日を除く）

URL <https://tochigi-kenkoufukushi.com/caremanager/>

（上記ホームページアドレス「お問合せ」よりフォームも利用できます）



令和7年度主任介護支援専門員研修 日程表

1. オリエンテーション

Vimeoによる動画配信期間 11月18日（火）～11月20日（木）

2. Zoom操作研修（参加は任意です）

日時：1回目 11月27日（木）16：00～17：00
2回目 12月5日（金）11：00～12：00 } 2回とも同じ内容です

3. 受講日程

① Vimeoによる講義動画配信期間 11月26日（水）～2月18日（水）

※講義動画の配信期間延長は、いかなる理由があっても行いません

※演習参加前に、必ず対象科目の講義動画の視聴を終了してください

② 演習はZoomにてリアルタイムに実施します

	科 目	① 動画時間数(Vimeo)	② 演習日時(Zoom)
	主任介護支援専門員の役割と視点	講義3時間	講義動画のみ 演習はありません
	ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援	講義2時間	
	終末期ケアを含めた生活の継続を支える基本的なケアマネジメント及び疾患別ケアマネジメントの理解	講義3時間	
	人材育成及び業務管理	講義1.5時間	
	運営管理におけるリスクマネジメント	講義2時間	
1 日 目	地域援助技術（コミュニティソーシャルワーク）	講義2.5時間	12月11日（木）12：30-16：30
2 日 目	地域における生活の継続を支えるための医療との連携及び多職種協働の実現	講義2時間	12月18日（木）12：30-16：30
3 日 目	対人援助者監督指導（スーパービジョン）①	講義2時間	1月14日（水）9：30-16：30
4 日 目	対人援助者監督指導（スーパービジョン）②	—	1月20日（火）9：30-16：30
5 日 目	対人援助者監督指導（スーパービジョン）③	—	1月21日（水）9：30-16：30
6 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開①	講義2時間	2月3日（火）9：30-16：30
7 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開②	—	2月4日（水）9：30-16：30
8 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開③	—	2月17日（火）9：30-16：30
9 日 目	個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開④	—	2月18日（水）9：30-16：30
	修了式	—	2月18日（水）16：30-16：45

※全科目を期間内に受講し、指定された課題を期限内に提出することが修了の要件となります。

オンライン研修受講上の注意事項について

オンラインでの研修受講に当たっては、次の事項を必ず確認してください。

1. Vimeo 及び Zoom (※) の利用について
 - ・本研修では、Vimeo を利用したオンデマンド方式での講義及び Zoom を利用した演習を行います。
※Vimeo の名称及びロゴは、Vimeo. com, Inc. の商標または登録商標です。
※Zoom の名称及びロゴは、Zoom Video Communications, Inc. の商標または登録商標です。
2. 講義動画等の取扱いについて
 - ・Vimeo 及び Zoom 配信された講義動画等を、撮影（スクリーンショットを含む）・録画・録音は禁止です。また、研修教材・配布資料の写真撮影、無断転用・複製、及び情報媒体（ホームページ、ブログ、SNS、X（旧ツイッター）等での公表も禁止です。これらの行為が確認された場合、受講決定及び研修の修了を取消すことがあります。
3. Vimeo の講義動画視聴について
 - ・必ず期間内に視聴し、確認テスト（別途配布）を行ってください。
 - ・受講期間中は、Vimeo 講義動画を繰り返し視聴できます。
 - ・講義動画の配信期間の延長はいかなる理由があっても行いません。定められた期間内に視聴を終えなければ、演習を受講しても研修は修了できません。
 - ・講義動画は全て視聴してください。全視聴せず早送りする等の不正や他受講者への妨げになる行為が認められた場合には、受講の中断や配信停止を行うことがあります。
4. Zoom を利用した演習について
 - ・受講中はカメラをオンにしてください。映像にて受講確認を行います。個人ワーク等で下を向いた状態でも胸より上の姿が画面に映るようカメラの向きを調整して受講してください。
 - ・以下の状況が確認できた場合は離席として扱います。長時間の離席を確認した場合は欠席となります。
 - カメラがオフになっている。
 - 画面に顔が映っていない。
 - 自身の発言が相手に聞こえていない。講師や他の受講者の発言が聞こえない。
 - 研修中に離席している。
 - 他の業務や研修とは関係の無いことを行っている。
 - 接続が切れ、Zoom から退出している。
 - 個人ワーク、グループワークを行わない。
 - 研修内容と関係のないパソコン、タブレット、スマートフォン、携帯電話を使用している。
 - 居眠りをしている。
 - ・受講確認ができなくなった場合、チャット機能、スマートフォン又は携帯電話への連絡、待機室に戻す、別ルームに移動する等個別に対応する場合があります。携帯電話等を確認できるように手元に準備しておいてください。事務局から連絡がある場合があります。
5. 個人情報等の取扱いについて
 - ・受講者本人や利用者等の個人情報がオンライン上に流出したことによりトラブルが生じた場合、当協会では責任を負いかねます。個人情報等は自身で適切に管理してください。
6. オンライン研修を受講する際の通信料について
 - ・通信料は受講者負担になります。
 - ・オンライン研修の受講により、通信料が過大に請求された場合、栃木県及び当協会は一切対応いたしません。
7. セキュリティやマナーについて
 - ・受講者の変更や演習参加用 URL 及びパスワードを第三者に提供することは禁止です。また、講師及び研修参加者のプライバシーの権利、名誉、その他の権利を侵害してはいけません。